

# 令和8年

# 夏の交通事故防止府民運動

## 実施要綱



### 運動の目的

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。



### 運動スローガン

『 運転は 気配り 目くばり 思いやり 』



### 実施期間

令和8年7月21日（火）～ 7月30日（木）までの10日間



### 運動重点

- ◇ こどもと高齢者の交通事故防止
- ◇ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- ◇ 飲酒運転・ながら運転の根絶



京都府交通対策協議会

## こどもと高齢者の交通事故防止

### ◇ 家庭・学校等では、

- こどもの手本となるよう、自らが交通ルールを守り、日常生活を通じてこどもに交通事故に遭わないための交通行動を習慣付けましょう。
- 高齢者は、交通安全について家族で話す機会を設けるほか、家族は危険な運転の兆候がないか確認をしましょう。

## 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

### ◇ 自転車の利用者は、

- 「自転車安全利用五則」を遵守し、歩行者や他の車両に配慮した運転を心掛けましょう。
- 自転車はできる限り道路の左端に寄って通行しましょう。
- 自転車幼児用乗車装置に未就学児を同乗させるときは、必ずヘルメットを着用させましょう。  
また、こどもも大人も自転車に乗るときは、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。
- 京都府では自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています。必ず加入しましょう。

### ◇ 特定小型原動機付自転車の利用者は、

- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を運転するときは、交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。  
なお、16歳未満の方は、特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。

## 飲酒運転・ながら運転の根絶

### ◇ 運転者は、

- お酒を飲めば必ず運転操作に影響を及ぼすことを理解し、「これくらいなら」「少しの距離だから」との考えを捨て、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- イヤホン等を使用し、安全な運転に必要な交通に関する音や声を聞くことができない状態での運転や、スマートフォン等を操作しながら運転する「ながら運転」は絶対にやめましょう。

### ◇ 職場では、

- 出勤時、運転前後等のアルコール検知器を使用したアルコールチェックのほか、朝礼時や各種行事を利用した交通安全指導等により、飲酒運転やながら運転をしない・させない職場環境づくりに努めましょう。

### ◇ 飲食店等では、

- 運転者への酒類提供禁止や、「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。
- 公共交通機関、運転代行業者やタクシーの利用を促進しましょう。